

開催日時	平成29年8月2日 9時55分～11時55分		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席3人	定数3人
主要議題	1 兵庫県最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事要旨			
<p>1 兵庫県最低賃金の改正審議について</p> <p>労使とも中小企業の経営状況が厳しいということでは認識を同じくしているが、金額提示については、労働側は+31円（時間額850円）、使用者側は+15円（時間額834円）と前回と変わりはなく、引続き審議を継続することとなった。</p> <p>《労働側の主張》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政労使の合意に基づいてデフレ脱却を目指すためには、まずは賃金を上げて経済を活性化していく必要がある。 ・ フルタイムの労働者の賃金は、そこそこ高いという使用者側の意見があったが、兵庫県での必要な最低限の生活をする賃金、リビングウェイジは、152,000円であり、現行の最低賃金では14万程度にしかならず、十分ではない。 ・ 最低賃金の近傍で働いている労働者は、社会保険料等の支払いを考えると、ワーキングプアの状況であり、その賃金収入で生活している労働者に目を向ける必要がある。 ・ 兵庫県が全国加重平均を下回っていることは、経済的な力を十分に反映していないということであり、全国加重平均を目指したい。 <p>《使用者側の主張》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小零細企業の状況は厳しい。下請は、元請の発注額が上昇しないなか、賃金の引き上げ等コストアップを価格に転嫁出来ない状況にある。 ・ 固定費のうち、人件費は一旦引き上げると、なかなか下げることができないので、慎重にならざるを得ない。 ・ 人手不足、後継者不足を理由として、廃業している企業も増加しているように感じる。そのような中で最低賃金の大幅上げは厳しい。 ・ 税制、社会保険制度等からパート労働者の賃金が上がっても就業時間が時間調整されるという状況がある。 ・ 未満率が、それ程高くなっていないが、それは違反状態を避けるため無理して支払っているものであり、決して支払い能力に余裕がある訳ではない。 ・ 最低賃金引上げの支援事業はいろいろあるけれども、手続きが複雑であったり、助成される金額も高くないということで、極めて使い勝手が悪いという状態であり、実態としてこういった支援事業は十分に機能しているとは思えない。 			

2

その他

次回は8月3日(木) 13:30 非公開での開催となった。